令 和 ６ 年 ６ 月 １ １ 日

大都市制度・行財政改革特別委員会

企 画 調 整 部 企 画 課
財 務 部 財 政 課
財 務 部 税 務 総 務 課

令和７年度国の施策及び予算に関する提案(通称「白本」)について

◆ 配付資料

資料１：白本・青本の見直し（総括）
資料２：「白本」提案項目
資料３：「白本」提案項目の前年度からの変更点
資料４：「白本」提案事項詳細説明
資料５：「白本」要請活動フローチャート
資料６：令和６年度国の施策及び予算に関する調
依頼文：国の施策及び予算に関する提案について

資料１

R5.11.20 第57回指定都市市長会議　資料

白本・青本の見直し（総括）

１．指定都市サミット in 北九州（令和４年 11 月９日）以降の経過

○ 令和６年度要望書の作成にあたり、各市の課題認識が一致した①要望項目の重点化・絞り込み、②重複掲載の解消、③冊子のビジュアル改善の３点について、見直しを図り、完成した冊子により、それぞれ要望活動（白本：7～8 月／青本：10 月）を実施した。

○ 令和７年度要望書に向けては、要望書の一本化の是非を含めた要望活動のあり方等について、課長級の会議を複数回と、各市における考え方や課題についての意見照会を実施。各市の課題認識を十分共有しながら、丁寧に議論を行った。

２．見直し内容

（１）要望書について

白本・青本の「定義・目的」を整理し、役割分担の明確化を行ったうえで、以下の内容について見直しを行った。

	具体的な見直し内容
①要望項目の重点化・絞り込み	指定都市特有又は共通の要望に重点化することで項目を絞り込み、指定都市特有の課題や支障を具体的に記載する。
②重複掲載の解消	長期的な制度の創設改善に係る税財政要望項目は青本で要望し、白本には掲載しないこととする。来年度の国の予算・施策に直接関連する提案を行う必要がある場合には白本にも掲載する。
③冊子のビジュアル改善	要望の説得力を損なわない範囲で、文字量と図表のバランスを最適化し、要望内容が端的に伝わるよう見やすく分かりやすいビジュアルに改善する。

（２）要望活動について

白本・青本のターゲットや要望項目、要望先、要望時期等を改めて整理し、最適な要望時期をはじめとする、より効果的な要望活動の手法について議論のうえ、要望活動のあり方について、認識共有を図った。

	白本	青本
ターゲット	各省庁の概算要求	政府・与党の税制改正や地方財政対策
要望項目	来年度の国の予算・施策に関する提案	税財政制度に関する要望
要望先	政党、総務省・財務省・内閣府、 その他関係省庁等	政党、総務省・財務省・内閣府、 政府税調委員、経済財政諮問会議議員等
要望時期	７月	10 月

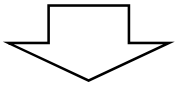

（要望書について）

○ 指定都市特有又は共通の行財政の課題を具体化し、より要望すべきポイントが絞られたことで、冊子全体のボリュームが減り、スリム化が図られた。

○ また、各本の「定義・目的」を改めて整理し、役割分担を明確化したことで、重複掲載の解消につながった。

（要望活動について）

○ 昨年度の見直しにより、項目の重点化・絞り込み、重複掲載の解消、ビジュアル改善等を行い、一定の改善が図られたところであるため、当面は、改善された要望書による要望活動を継続し、改善結果の効果検証を行い、より効果的な要望のあり方について不断の見直しを行っていく。その際、「一本化」は見直し手法の選択肢の一つとする。

○ 引き続き、指定都市市長会のプレゼンスを高めるため、日頃の情報収集を徹底し、国等の動向・情勢に対応したタイムリーな個別要望活動の更なる強化を図り、指定都市要望のアピール力と実効性の向上に努めていく。

（参考）整理後の定義・目的

	国の施策及び予算に関する提案（いわゆる白本）	大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（いわゆる青本）
定義	原則として、次のすべてに該当する項目について提案するもの ○指定都市の行財政に重大な影響を与えるもの ○来年度の国の予算・施策に直接関連するもの、または、長期的であっても制度（税財政制度を除く）の創設・改善をするもの ○指定都市共通、または、大都市特有の行財政課題	大都市行政を総合的に進める上で不可欠な税財政の充実を図ることを目的に、国から地方への税源移譲など大都市の実態に即応する税財政制度の改正に関して要望するもの
目的	指定都市共通、または、大都市特有の特に重要な事項に関して、市長・議長の連名で要請活動を実施することにより、翌年度国家予算への反映や今後の制度改正の実現を図る。	主として中・長期的な観点からの税財政制度の改正に関して、市長・議長の連名で要望活動を実施することにより、大都市行政を総合的に進める上で不可欠な税財政の充実を図る。

資料２

「白本」提案項目

令和6年度提案項目	令和７年度提案項目
＜感染症等関係項目＞　4項目	
感染症や物価高騰への対応	
＜税財政･大都市制度関係＞	＜税財政･大都市制度関係＞
1 地方交付税の必要額の確保	1 地方交付税の必要額の確保
2 多様な大都市制度の早期実現	3 多様な大都市制度の早期実現
	2 物価高への対応に要する財政措置等
＜個別行政分野関係＞	＜個別行政分野関係＞
3 子ども・子育て支援の充実	4 子ども・子育て支援の充実
4 「ＧＩＧＡスクール構想」の推進に向けた制度の充実	10 「ＧＩＧＡスクール構想」の推進に向けた制度の充実
5 脱炭素社会の実現	6 脱炭素社会の実現
6 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における課題解決	5 基幹業務システムの統一・標準化の課題解決
7 インフラ施設の長寿命化対策及び国土強靱化の推進	8 インフラ施設の長寿命化対策及び防災・減災対策による国土強靭化の推進
8 教職員不足への対応と働き方改革の推進	7 持続可能な学校体制づくり
9 持続可能な救急医療体制の確保等に向けた財政支援	
10 義務教育施設等の整備促進	9 義務教育施設等の整備促進

資料３

「白本」提案項目の前年度からの変更点

<税財政･大都市制度関係>	<前年度からの変更点など>
1　地方交付税の必要額の確保	継続
2　物価高への対応に要する財政措置等	昨年度、＜感染症等関係項目＞のうち「感染症や物価高騰対策に要する財政措置」として提案 ※国庫補助負担金の算定基礎において時機を逃さず適切に物価上昇分を反映することを記載
3　多様な大都市制度の早期実現	継続 ※次期地方制度調査会における調査審議により「特別市」の法制化に向けた議論を加速させることについて記載

<個別行政分野関係>	<前年度からの変更点など>
4　子ども・子育て支援の充実	継続 ※「こども未来戦略」の加速化プランに掲げる具体的な施策の実施について記載 ※「子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担の減額調整措置の廃止」が実現により削除
5　基幹業務システムの統一・標準化の課題解決	継続 ※移行完了までの経費全額が補助対象となるよう必要な措置を講ずることについて記載 ※「指定都市要件の標準仕様への反映」が実現により削除
6　脱炭素社会の実現	継続
7　持続可能な学校体制づくり	昨年度「８ 教職員不足への対応と働き方改革の推進 」として提案
8　インフラ施設の長寿命化対策及び防災・減災対策による国土強靭化の推進	昨年度「7 インフラ施設の長寿命化対策及び国土強靭化の推進」として提案 ※激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震への防災・減災対策について記載
9　義務教育施設等の整備促進	継続 ※学校施設環境改善交付金の事業年度の当初予算での交付決定について記載 ※空調設備設置事業におけるリースを活用した整備に対する補助を創設する等制度の充実について記載 ※「公立学校施設整備費負担金について２か年を超える国の債務負担の設定」が実現により削除
10　「ＧＩＧＡスクール構想」の推進に向けた制度の充実	継続

資料４

［提案事項説明］

＜財政・大都市制度関係＞

1　地方交付税の必要額の確保

大都市特有の財政需要に加えて、防災・減災、国土強靱化のほか、こども・子育て政策の強化、物価や賃金の上昇の影響を受けるものなど様々な財政需要を抱えていることから、臨時財政対策債に頼ることなく、法定率の引上げなどにより、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な地方交付税総額を確保すること。

【要請の背景】

地方交付税は地方の固有財源であり、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもつ。

指定都市は、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる都市インフラの整備など、大都市特有の財政需要に加えて、激甚化・頻発化する自然災害への対応としての防災・減災、国土強靭化に係る取組のほか、こども・子育て政策の強化、団塊の世代が後期高齢者となることに伴う医療・介護の体制整備、地域社会のデジタル化、脱炭素社会の実現に向けた取組等に係る様々な財政需要を抱えているものの、財政措置は十分ではない。

また、令和６年度地方財政計画において、物価高への対応として一般行政経費（単独）に前年度同額の７００億円が計上されたが、物価高の状況によっては、自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食等の行政サービス、施設管理の委託料など様々な行政経費の更なる増大が懸念されるところである。

なお、臨時財政対策債については、抑制が図られているものの、廃止には至っておらず、相対的に指定都市への配分割合も大きいため、市債発行額の抑制や市債残高削減の支障となっている。

【地方交付税等の状況】

		平成15年度 決定額	令和5年度 決定額	増減額	増減率
全国総額		18 兆　693 億円	18 兆 9,353 億円 〈18 兆 6,243 億円〉 【9,946 億円(5.0%)】	8,660 億円 〈5,550 億円〉	4.8% 〈3.1%〉
	市町村分	8 兆　908 億円	9 兆 2,632 億円 〈9 兆 1,282 億円〉 【4,635 億円(4.8%)】	1 兆 1,724 億円 〈1 兆 374 億円〉	14.5% 〈12.8%〉
指定都市総額		9,433 億円	9,653 億円 〈9,356 億円〉 【2,301 億円(19.2%)】	220 億円 〈▲77 億円〉	2.3% 〈▲0.8%〉

注１ 指定都市総額には、平成16年度以降に指定都市となった相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市も含む。
２ 地方交付税（全国総額・指定都市総額）のうち、令和5年度決定額には震災復興に係る特別交付税を含まない。
３ 〈〉内は臨時財政対策債償還基金費を除いた場合の金額等
４ 【】内は臨時財政対策債の発行可能額及び財源不足額（地方交付税との合計額）に占める割合

２　物価高への対応に要する財政措置等

長期化する物価高により厳しい状況にある市民生活・地域経済への対応として、エネルギー価格上昇への対策なども含め、国の責任において万全を期すとともに、国庫補助負担金の算定基礎において時機を逃さず適切に物価上昇分を反映すること。

また、地方向け交付金を措置する場合は、財政力にかかわらず必要額を措置すること。

【要請の背景】

国際的な原材料価格の上昇や円安の影響などから、日常生活に密接なエネルギー・食料品価格等の上昇が続き、全国における令和５年度の消費者物価指数（総合指数の平均/令和２年基準）は１０６．３で、令和３年度に比べ６．３％上昇しており、市民生活・地域経済への深刻な影響が長期化している。また、令和５年当初より実施されてきた国の電気・ガス料金の負担軽減措置が令和６年５月使用分で終了となっている。

こうした状況の中、保育所運営費をはじめ、物価高の影響を受ける国庫補助負担金の算定基礎において、物価の上昇分が十分に反映されていないものと考えられ、これまでは、地方向け交付金を活用し、この保育所運営や給食費の増嵩分に対する支援など、地域の実情に応じて対応してきた。

今後も物価高が継続することが懸念されるため、国の責任において、その対策について万全を期すとともに、国庫補助負担金の算定基礎において時機を逃さず適切に物価上昇分を反映させるほか、地方向け交付金の措置を行う場合は、財政力によって調整を行わず必要額を措置することが求められる。

■ 国庫補助負担金の算定基礎に物価上昇分の反映が不足していると考えられる例：保育所運営費

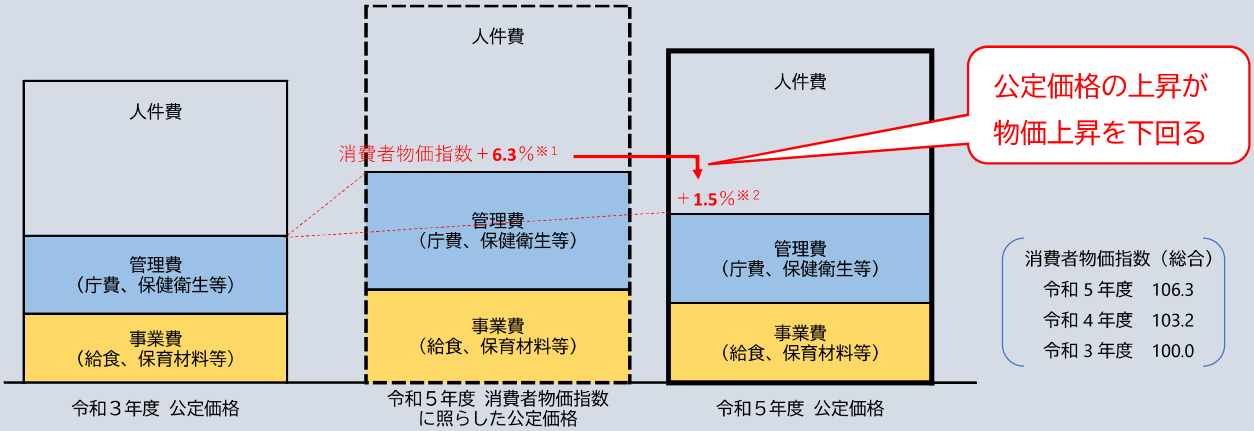

※1 管理費、事業費を構成する経費内訳の詳細が不明なため、消費者物価指数（総合）と比較したもの
※2 3/100 地域、定員 100 人の保育所の場合

■ 重点支援地方交付金（推奨事業メニュー分）の状況

区分	全国	市町村A	指定都市B	割合 B/A
交付限度額	1兆8,000億円	8,100億円	1,359億円	17%
人口	1億2,614万6,099人		2,779万9,054人	22%
事業所数	639万8,912事業所		148万4,617事業所	23%

【推奨事業メニュー】
医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援、消費下支え等を通じた生活者支援などの８項目

人口・事業所数の全国シェアに対し、指定都市は交付金の全国シェアが低い

注１ 交付限度額は、令和４年９月20日、令和５年３月29日及び令和５年11月29日通知分の合計額である。
２ 人口は令和2年国勢調査による数値である。
３ 事業所数は令和元年経済センサス基礎調査による民間事業所数である。

3　多様な大都市制度の早期実現

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、大都市制度について、国（総務省）に専門的に検討する専任組織と指定都市との新たな研究会を設置するとともに、次期地方制度調査会における調査審議により「特別市」の法制化に向けた議論を加速させ、地域の実情に応じた多様な大都市制度を早期に実現すること。

【要請の背景】

現行の指定都市制度は、６５年以上前に、暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化、大規模災害や感染症の発生、デジタル化の進展などによる課題や、圏域全体の活性化・発展の牽引役、さらには日本の成長のエンジンとして指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度とはなっておらず、コロナ禍においても、指定都市のポテンシャルを十分に発揮できない事例が確認されたところである。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組を行っている。

こうした中、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行された一方で、従来から提案している「特別市」制度に関しては、第３０次地方制度調査会答申で検討の意義が認められたものの、同答申において示された「さらに検討すべき課題」については議論されないまま、その後１０年以上が経過しており、未だ法的整備はされておらず、均衡の取れた大都市制度とはなっていない。

ついては、道府県から指定都市への大幅な事務・権限と税財源の移譲を積極的に進めることはもとより、「特別市」の法制化に向けた議論を加速させ、多様な大都市制度の早期実現を図り、住民の意思を踏まえて地方自治体が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるようにすべきである。

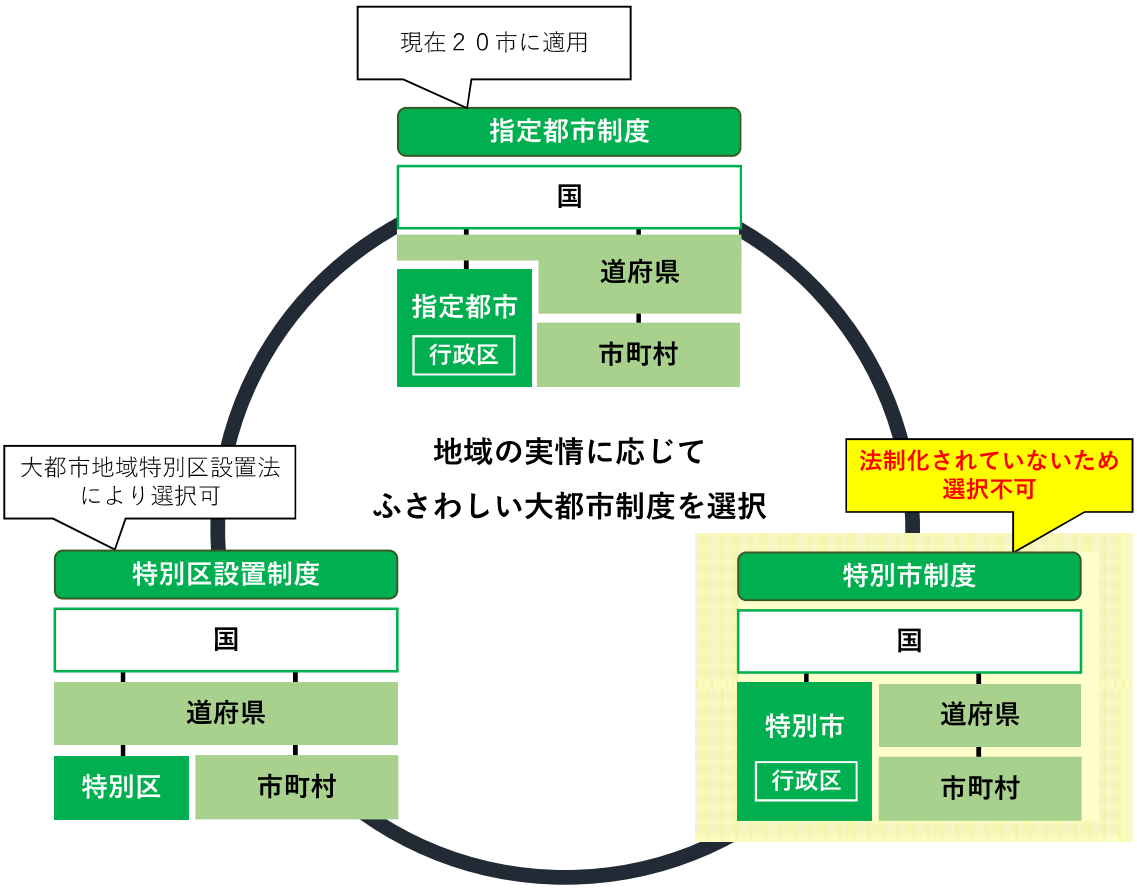

［提案事項説明］

＜個別行政分野関係＞

4　子ども・子育て支援の充実

（１）「こども未来戦略」の加速化プランに掲げる具体的な施策の実施に当たっては、地方自治体に新たな財政負担や人的負担がないよう、国において恒久的な財源を確保するとともに、指定都市の意見を十分踏まえること。

（２）幼児期の教育・保育、子育て支援の質・量の充実を図るため、保育料の負担軽減、保育人材の確保や処遇改善、保育所等の施設整備補助の事業費確保や嵩上げ、放課後児童クラブ等の支援員の処遇改善や施設整備補助の嵩上げ等の措置を講ずること。加えて、医療的ケア児や配慮を要する子どもの受入促進に係る財政措置の更なる拡充等を図ること。

（３）子育て家庭の経済的負担軽減のため、子ども医療費やひとり親家庭医療費等について統一的な国の医療費助成制度を創設すること。

【要請の背景】

（１）「こども未来戦略」に掲げられた施策に着実に取り組むためには、特に人口規模の大きい指定都市において安定的に施策を実施するため、指定都市の意見を十分に踏まえ、国において恒久的な財源を確保する必要がある。

（２）幼児期の教育・保育、子育て支援の質・量の充実を図るため、地方自治体が地域のニーズに合わせ実施している子ども・子育て支援事業を拡充する必要がある。特に、各自治体が独自で実施している利用者負担額の軽減や多子世帯の負担軽減に係る年齢制限の撤廃、保育の質の向上や人材確保のための処遇改善、保育所等の老朽化対策のための施設整備に係る補助の事業費を十分確保するとともに、補助率の嵩上げを図る必要がある。さらに、安定的な放課後児童クラブ等の運営のため、支援員の処遇改善や施設整備補助の補助率の嵩上げ等を図る必要がある。加えて、医療的ケア児や配慮を要する子どもへの対応を進めるための財政措置の更なる拡充等を図る必要がある。

（３）地方自治体が独自に実施している子ども医療費やひとり親家庭医療費等への助成について、国は地方自治体と協議の場を持ち、医療費助成制度のあるべき姿について議論した上で、子育て家庭の経済的負担軽減のためにも、統一的な医療費助成制度を創設すべきである。

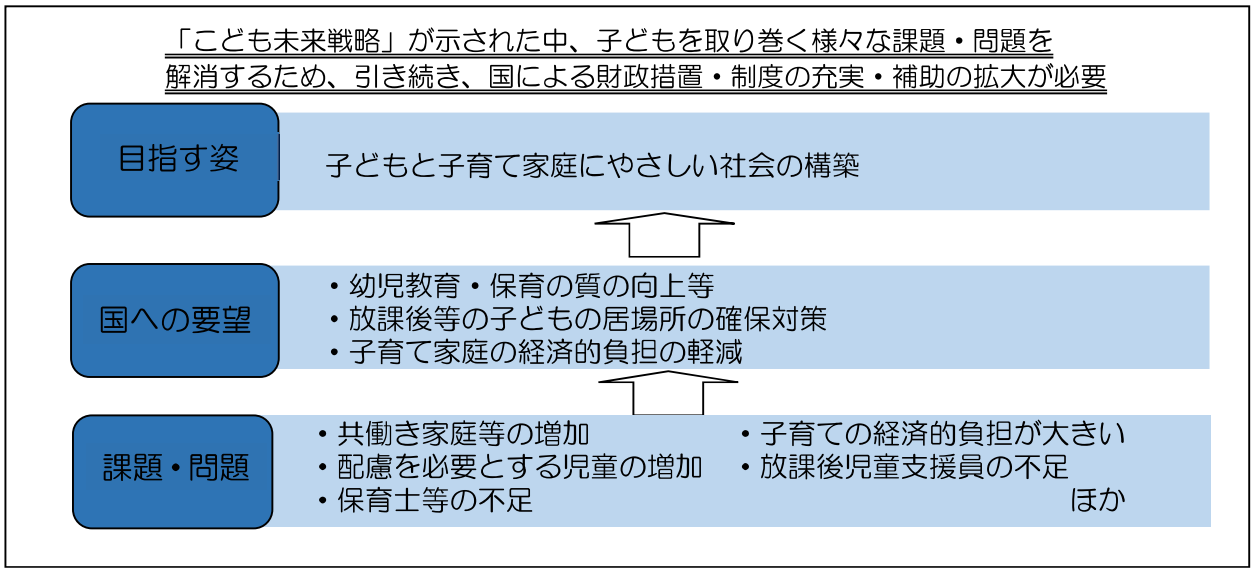

５　基幹業務システムの統一・標準化の課題解決

（１）指定都市の実情に応じて、移行困難と認められたシステムや、標準準拠システムへ移行（シフト）したものの、ガバメントクラウドへの移行（リフト）作業を残しているシステムについては、移行完了までの経費全額が補助対象となるよう必要な措置を講ずること。また、標準化に伴い一体的に対応が必要となる事業も全額補助対象となるよう必要な財政措置を講ずるとともに、ガバメントクラウド利用料については、現行のサーバ等の運用経費を上回ることのないような措置を講ずること。

（２）指定都市が業務上必要とする機能要件を実装した標準準拠システムの調達環境が整わない場合には、移行期限についての柔軟な対応、及び追加の財政措置を講ずること。

（３）システム構築作業において、要求仕様を確定させることが重要なポイントになるため、変更影響の大きいガバメントクラウド利用基準やデータ要件・連携要件、共通機能部分における仕様については、早急に確定すること。

【要請の背景】

（１）デジタル基盤改革支援補助金に関して、令和７年度末までの移行（シフト）及びガバメントクラウドへの移行（リフト）が困難となったシステムに係る経費については、令和８年度以降の予算確保が困難となり、移行時期のさらなる遅れの発生につながりかねない。このため、令和８年度以降においても、移行経費を全額補助対象とすべきである。また、移行に伴い一体的に再構築が必要となる標準化対象外の業務システムについても、標準化対応により必要となる経費であるため全額補助対象とすべきである。加えて、ガバメントクラウド利用料については、現行のサーバ等の運用経費を上回ることや為替リスクが懸念され、地方自治体において想定していない費用負担が発生するおそれがあるため、割引価格の設定など財政的な負担を恒常的に軽減する仕組みを導入すべきである。

（２）指定都市に必要な機能要件を追加した標準仕様について、改定も踏まえたシステム開発の期間を考慮すると、令和７年度末までの標準準拠システムへの実装が困難となる場合が考えられるため、移行期限についての柔軟な対応及び指定都市要件に関する追加のシステム構築などの対応に関する経費についても補助対象とすべきである。

（３）各自治体では標準準拠システムへの移行に着手しており、作業途中における仕様の追加・変更は、作業期間や費用の面で大きな影響をもたらすため、現在も仕様が確定していない要件については、早急に確定すべきである。

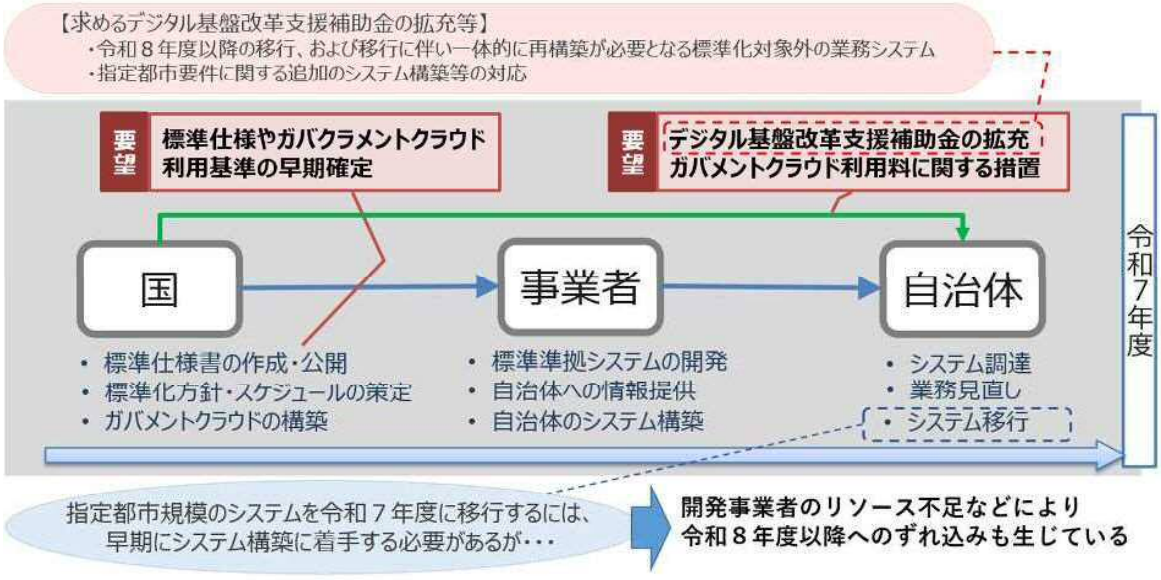

６　脱炭素社会の実現

国主導で組織横断的に省庁や所管業務の枠を越えて脱炭素社会の実現に向けた取組を講じ、地方自治体や企業等の取組を推進するため、地球温暖化対策を主目的とする事業以外であっても地球温暖化対策に資する場合は、国が交付する補助金の補助率引上げ等のインセンティブを付与するなど、財政支援を拡充すること。

【要請の背景】

２０２０年１０月、我が国は、国際社会へ向けて、２０５０年カーボンニュートラルを宣言し、２０２１年４月には、カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、２０３０年度に温室効果ガスを２０１３年度から４６％削減することをめざすこと、さらに、５０％の高みに向け挑戦し続けることを表明した。これを受け、２０２１年に国において「地域脱炭素ロードマップ」の策定及び「地球温暖化対策計画」の改定がなされ、２０２５年までの集中期間に政策を総動員するとともに、１００か所の脱炭素先行地域をつくること、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施することなどにより、全国で多くの脱炭素ドミノを起こすとしている。

国民の約２割が居住し、産業が集積する指定都市は、全国の市町村の先導的役割を担い、地域の脱炭素化をけん引し、再生可能エネルギーや水素など、CO_2フリーエネルギーのより一層の導入拡大や徹底した省エネルギーの推進等のほか、気候変動影響への適応策に関する取組を組織横断的に展開することが求められている。

国においては、補助金等の財政支援について、地球温暖化対策に資する事業に補助率の引上げ等のインセンティブを付与するなど、各種所管業務の枠を越えた、地方の地球温暖化対策を強力に後押しすべきである。

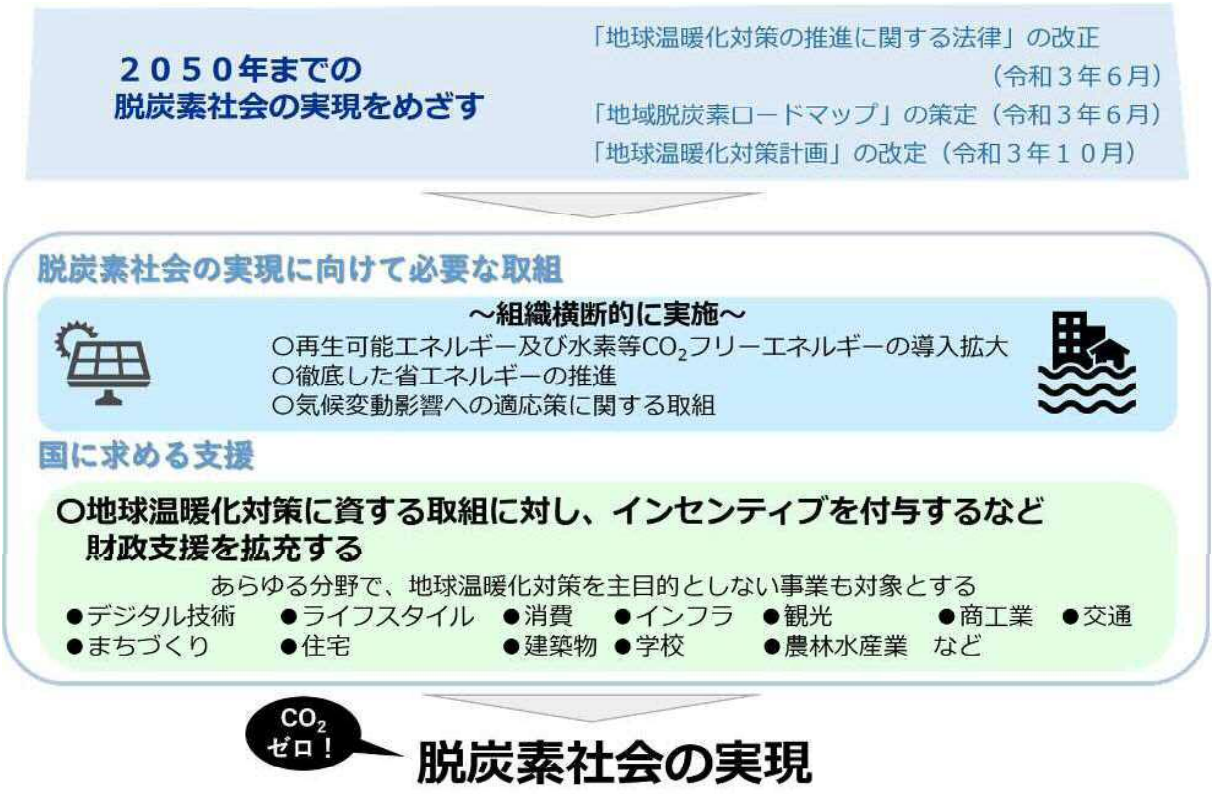

7　持続可能な学校体制づくり

（１）教職員の働き方改革に資する一層の財政措置を講ずること。

（２）教職員定数及び加配措置の更なる充実を図ること。

（３）スクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）などの専門職を教職員定数として算定し、国庫負担金の対象とすること。

（４）育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも、算定基礎定数に含め、国庫負担金の対象とすること。

【要請の背景】

（１）教師不足の解消には教職調整額の見直しや管理職手当等の引上げ、新たな手当の創出など実態に即した制度改正を行うべきである。また、臨時的任用教員の処遇改善を図るとともに、部活動指導員や教員業務支援員、スクールロイヤー等について、配置拡大や補助基準額の引上げなど、教職員の負担軽減・働き方改革の推進のための一層の財政措置を講ずるべきである。

（２）教職員定数の更なる改善策として、対象教科を拡大するなど小学校での教科担任制を恒常的に実施できる体制整備を行うべきである。また、特別支援学校や特別支援学級については、よりきめ細かな教育を推進していけるよう、定数配置基準の見直しを行うべきである。さらに、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教育の拡充のため、新たに理学療法士や医療的ケア看護職員など専門職にかかる定数措置、養護教諭の全校複数配置、いじめや不登校対応に係る加配定数の拡充などを講ずるべきである。

（３）いじめへの対応や不登校児童生徒の支援等をより丁寧に行う上では、常勤のＳＣやＳＳＷなどの専門職は不可欠であるため、教職員定数として算定し国庫負担金の対象として位置付けるべきである。

（４）育児休業者の代替に正規教職員を充てることは教職員の働きやすい環境づくりに資するため、これを算定基礎定数に含め国庫負担金の対象とすべきである。

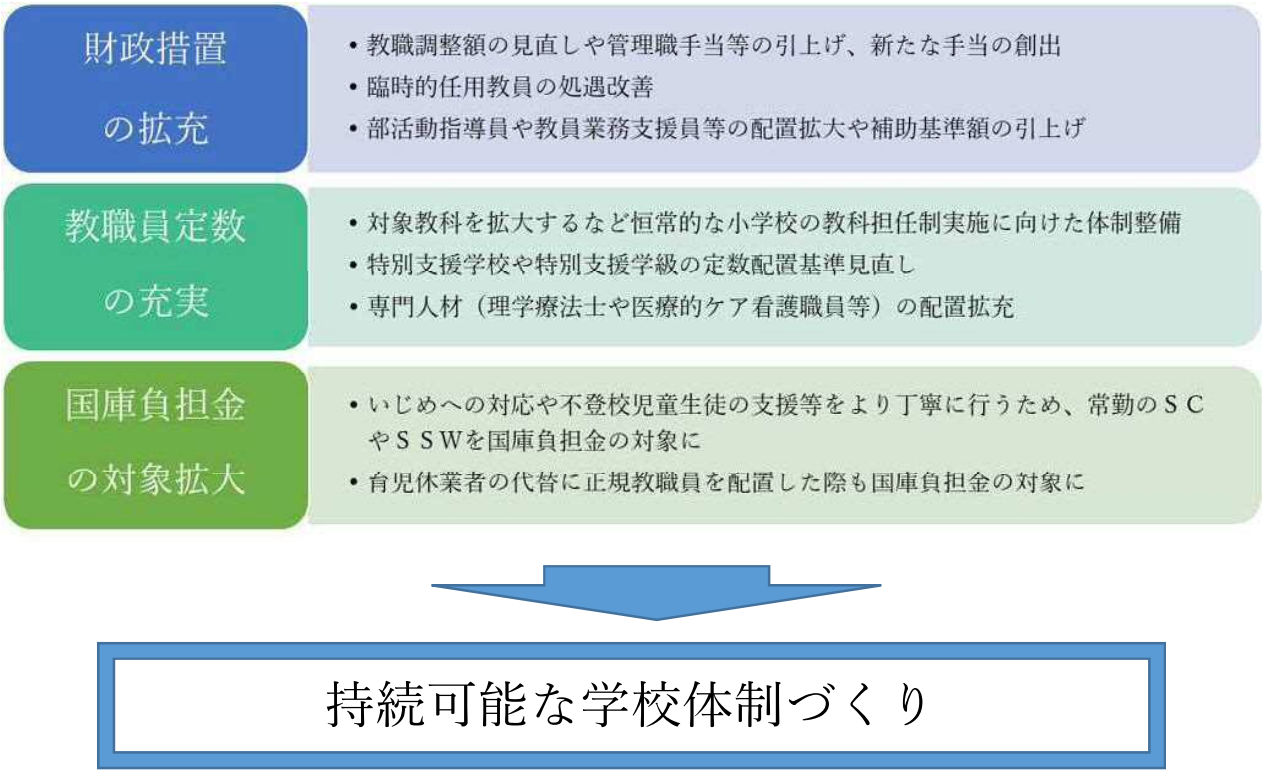

８　インフラ施設の長寿命化対策及び防災・減災対策による国土強靱化の推進

（１）インフラ施設の予防保全型の修繕や改築・更新等への重点的な支援を講ずること。

（２）激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震への防災・減災対策に重点的な支援を講ずること。

【要請の背景】

（１）道路、河川、上下水道等のインフラ施設の多くは老朽化が進行し、特に人口や産業が集積する指定都市では、適切な維持管理や更新が実施されなければ、国民生活や社会経済活動に重大な影響を与えることから、事故未然防止やコスト最小化、予算平準化を図るべく施設の長寿命化計画に基づく予防保全型の管理を目指し取り組んでいる。しかし、建設資材価格や人件費の上昇により事業費が増大する中、良好な施設を次世代へ継承するためには、有用な新技術などによるコスト低減手法の開発・支援や、新たな事業手法の導入に関する情報提供を引き続き行うとともに、令和８年度までの時限措置となっている「公共施設等適正管理推進事業債」の延長、予防保全型の修繕や改築・更新等に必要となる財源の確保、更には令和８年度末が期限となっている橋梁等の塗膜に含有する低濃度ＰＣＢの処理のための財源措置が必要である。

（２）近年、気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、令和６年１月に発生した能登半島地震を代表とするような大規模地震により、全国各地で甚大な被害が発生している。特に指定都市では、災害が発生すると多くの市民の生命・財産が脅かされるとともに、その影響は社会経済全体にまで及ぶことから、流域治水の推進を目的とした着実な河川整備や下水道による浸水対策、橋梁をはじめとしたインフラの耐震化等の地震対策に取り組んでいる。こうした防災・減災対策を引き続き推進していくためには、令和６年度までの時限措置となっている「緊急浚渫推進事業債」の延長、気候変動を踏まえた河川整備基本方針・河川整備計画への反映方法等の具体的な進め方の提示、対策に必要となる財源措置が必要である。

（１）、（２）の取組をより確実に推進するため、改正国土強靱化基本法に基づき、今後策定される「国土強靱化実施中期計画」の趣旨を踏まえ、国土強靱化の推進に必要な財源の継続的・安定的な確保や技術的支援等、重点的な支援を行うべきである。

図1：インフラ施設の建設後50年以上の割合

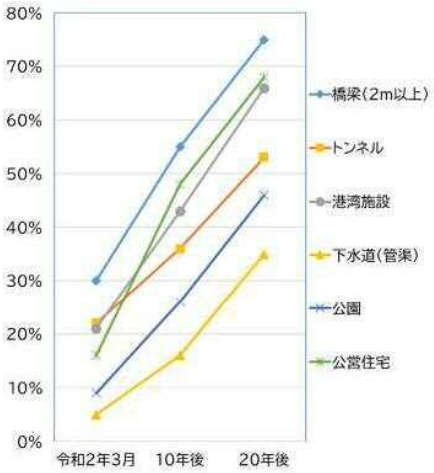

出典：国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）［令和３年６月１８日］

図2：気候変動による大雨発生頻度及び土砂災害発生頻度

出典：令和６年度　水管理・国土保全局関係予算概要

９　義務教育施設等の整備促進

（１）学校施設の老朽化対策や防災・減災機能の強化、脱炭素化の推進など、安全で良好な教育環境を確保し、計画的な学校施設整備推進のために必要な事業量に見合う財政措置を講ずるとともに、事業採択時期の早期化を図り、学校施設環境改善交付金について、地方自治体の要請に応じ、事業年度の当初予算で交付決定すること。

（２）老朽化対策としての長寿命化改修、バリアフリー化の推進、照明のＬＥＤ化、学校施設のＺＥＢ化、学校規模の適正化等への柔軟な対応が可能となるよう、補助要件の緩和や高校への補助拡充、補助単価の引上げなど制度の充実を図ること。

（３）体育館を含めた学校施設に対し、空調設備設置事業の実施のために必要な財源を継続的に確保するとともに、制度の充実を図ること。

【要請の背景】

（１）安全で良好な教育環境を確保するための学校施設整備推進に必要な事業量に見合う財政措置を講じ、事業採択時期の早期化を図るとともに、学校施設環境改善交付金事業について、事業の円滑な執行のため、次年度への繰り越し等に柔軟に対応できるよう、事業年度の当初予算で交付すべきである。

（２）老朽化対策としての改築事業や長寿命化改良事業、国の整備目標に係るバリアフリー化、照明のＬＥＤ化、学校施設のＺＥＢ化、学校規模の適正化等で設備更新等の老朽化対策の単体工事を補助対象とする等の補助要件の緩和や屋外教育環境施設整備の補助時限撤廃、補助単価及び補助率の更なる引上げ等の制度の充実及び高校への補助の拡充を図るべきである。

（３）空調設備設置事業について、文部科学省が示す公立小中学校施設の防災機能強化対策の中長期目標達成に向け、必要財源を継続的に確保し、地域の実情等に応じた柔軟な対応が可能となるよう、リースを活用した整備に対する補助を創設する等拡充を図るべきである。

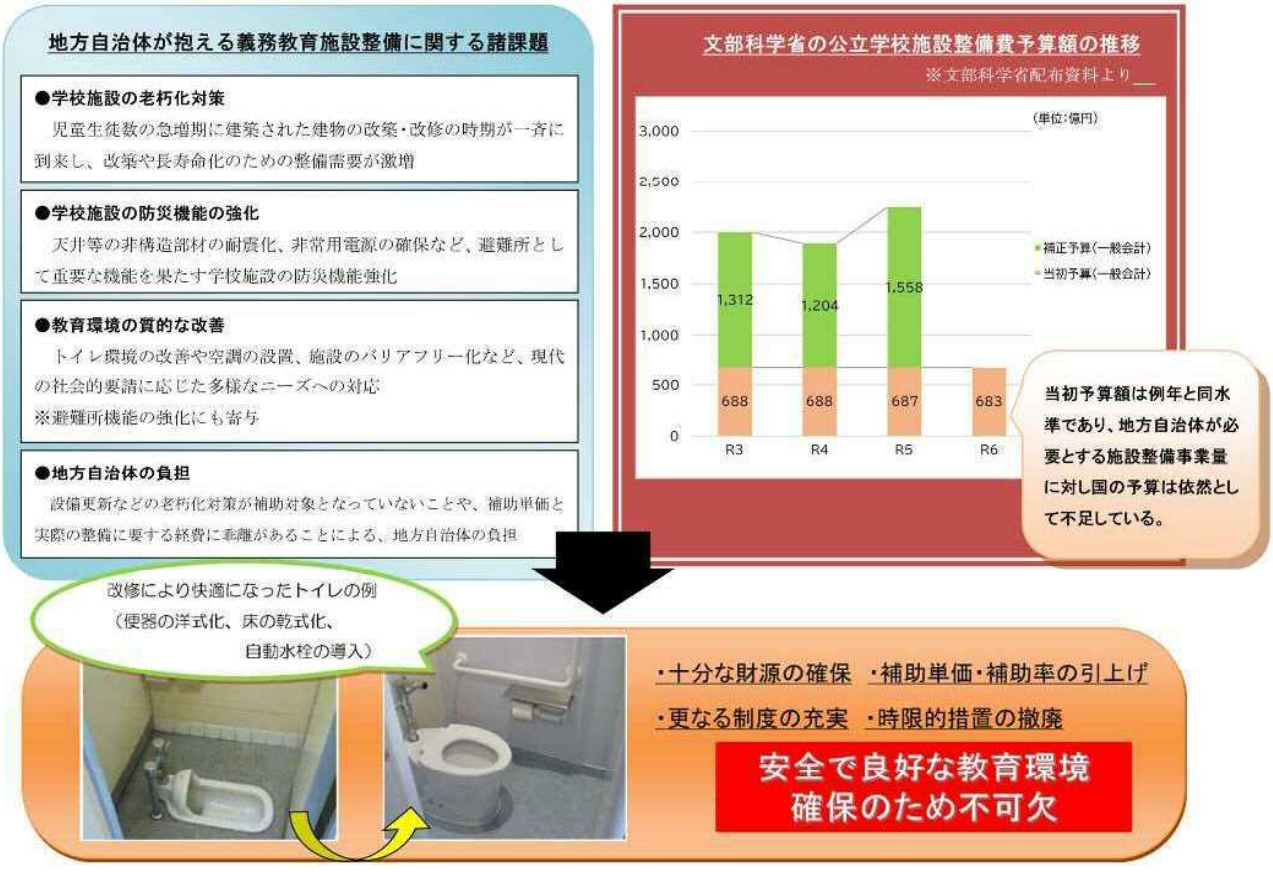

１０　「ＧＩＧＡスクール構想」の推進に向けた制度の充実

（１）１人１台端末整備に対する国庫補助について、高等学校段階も含めてランニングコスト及び旧端末の処分等に係る費用に対し、十分な財政措置を講ずること。

（２）デジタル教科書や各種学習アプリ等に係る費用、セキュリティ対策費用、授業目的公衆送信補償金及び通信費に対しても財政措置を講ずること。

（３）各種クラウドサービスの活用に伴うアカウント管理費用、端末・ネットワークトラブルへの対応費用、教員研修等に必要な経費、可搬型通信機器（ＬＴＥ通信）の通信費への財政措置の更なる充実とともに、ＩＣＴ支援員の配置に係る費用についても一体化して財政措置を講ずること。

【要請の背景】

（１）端末の運用、維持、故障対応等のランニングコスト、指導者用・児童生徒数の増などによる追加用端末の確保に関する経費について十分な支援を行うとともに、高等学校段階に対しても十分な財政措置を講ずるべきである。

（２）デジタル教科書やデジタルドリル、授業支援ソフト、学習アプリ等に係る費用、セキュリティ対策費用、授業目的公衆送信補償金、学校・家庭のインターネット接続回線等の使用料に係る経費についても、十分な財政措置を講ずるべきである。また、デジタル教科書の利用拡大に伴って必要となる、学校インターネット環境増強及び更新経費並びに家庭学習にかかる通信費についても、十分な財政措置を講ずるべきである。

（３）ＧＩＧＡスクール運営支援センター整備事業については、令和７年度以降も継続した上で、各種クラウドサービスの活用に伴う全児童生徒・教職員分のアカウント管理費用、端末・ネットワークトラブルへの対応費用、教員研修等に必要な経費及び可搬型通信機器（ＬＴＥ通信）の通信費への財政措置について更なる充実を図るとともに、地方財政措置の対象となっているＩＣＴ支援員の配置に係る費用、大型提示装置等のＩＣＴ機器の整備・更新についても一体化して財政措置を講ずるべきである。また、ＩＣＴ支援員の配置については、１校１人を前提とすべきである。

ＧＩＧＡスクール構想の推進に向けた
ハード・ソフト・人材一体となった学びの環境整備の諸課題

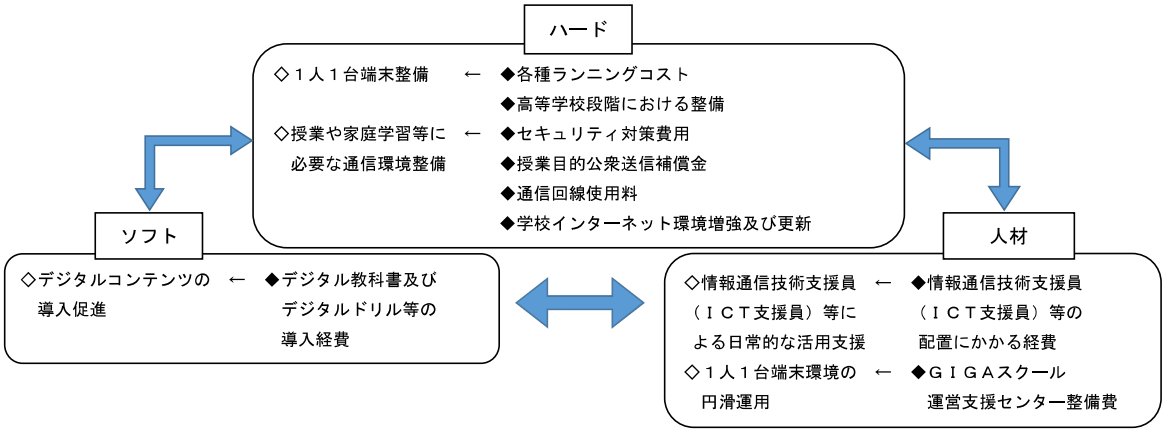

資料５

「白本」要請活動フローチャート

昭和47年から、翌年度の国家予算に関して指定都市共通の特に重要な事項について市長・議長の連名により、要請活動を実施しています。

従前は、各省庁の予算概算要求策定の段階（7月末）に関係各省庁及び政府与党へ要望を行うため、市長・議長会議を開催のうえ要望書を決定し、会議終了後に要望活動を行い、12月下旬等の大蔵原案に対する復活折衝が行われる段階でも、関係各省庁及び政府与党へ要望活動を実施していました。

しかし、国の予算編成方法が大幅に変更されるのに伴い、予算概算要求策定の段階（7月末）において、市長・議長により関係各省庁及び政党へ要請活動を行うこととなりました。

活動方法については、平成18年度以降、「要望」型から「提案」型に変更しています。

1月16日

原局局長会議に提案項目案の選定を依頼

・窓口・財政担当局長、指定都市市長会事務局長名で、市長・議長提案にふさわしい提案項目の選定を依頼

3月6日

アンケートの実施

・提案項目の選定に関する照会を実施

4月2日

窓口・財政担当課長、東京事務所次長・副所長合同会議

・国の施策及び予算に関する提案項目の選定及び要請活動の進め方(案)について協議

4月15日

原局局長会議に提案項目の文案作成を依頼

・窓口・財政担当局長、指定都市市長会事務局長名で、市長・議長提案にふさわしい提案項目の原稿作成を依頼

原局局長会議

① 原局としての提案書案を作成
② 各項目を説明する簡潔な参考資料作成

5月9日

財政担当課長会議

・税財政関係の文案についての協議

5月23日

財政担当局長会議

・税財政関係の文案についての協議

6月3日

窓口・財政担当課長、東京事務所次長・副所長合同会議

① 提案項目に係る参考資料等を基に、提案書案について協議
② 要請活動の進め方について協議

6月11日

大都市制度・行財政改革特別委員会

6月中旬

窓口・財政担当局長合同会議

・提案書及び要請活動の進め方について決定する（原局局長会議提案事項の変更・修正等についても最終決定を行う）。

7月上旬

各市での意思決定

・市長及び議長決裁による意思決定を行う。

7月下旬～8月上旬

市長・議長による要請活動

・各指定都市で分担して要請する。
・要請先：関係省庁の大臣、副大臣、政務官及び事務次官(局長級以下への要請者は各市の判断による)、各政党の役職者

8月下旬

市長による要望陳述

・政党の政務調査会等の会議において会長等が陳述する。

資料６

令和６年度
国の施策及び予算に関する調

指　定　都　市

目　　　　　次

・　感染症や物価高騰への対応　・・　1

1　地方交付税の必要額の確保　・・　3

2　多様な大都市制度の早期実現　・・・　4

3　子ども・子育て支援の充実　・・　5

4　「ＧＩＧＡスクール構想」の推進に向けた制度の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

5　脱炭素社会の実現　・・　7

6　地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における課題解決　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

7　インフラ施設の長寿命化対策及び国土強靭化の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

8　教職員不足への対応と働き方改革の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

9　持続可能な救急医療体制の確保等に向けた財政支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

10　義務教育施設等の整備促進　・・・　１２

感染症や物価高騰への対応

［調査担当市（神戸市）］

令和６年度提案	結　果　の　概　要
１　感染症対策に関する事務・権限の移譲 　大都市部の感染拡大防止等の対策に最前線で取り組む指定都市の重要な役割に対して、指定都市市長の権限が依然として極めて限定的となっているため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、道府県知事の権限を、希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲できるようにすること。 ２　感染症や物価高騰対策に要する財政措置 　新型コロナウイルス感染症の位置付けが５類感染症に移行されたものの、エネルギー価格等の物価高騰により、長期間にわたって市民生活・地域経済への深刻な危機が生じ、また、地方自治体の内部管理経費が増大している状況を踏まえ、引き続き、人口や経済活動が集積する大都市の財政需要に十分配慮し、平時における感染対策の強化や今後の感染症危機への備え、生活者・事業者支援等に継続して取り組めるよう、国が行う臨時の給付施策等を含め、必要な財政措置を確実に講ずること。 　特に、感染症や物価高騰への対応のための地方向け交付金については、財政力にかかわらず必要な額を措置する算定方法とし、大都市に十分配慮すること。 　また、病院、交通、上下水道事業をはじめとする公営企業についても、電力費や燃料費の増大による収益悪化に対応できるよう、十分な支援策を講ずること。	（要請が反映された項目・内容）※一部反映された項目・内容も記載 １　感染症対策に関する事務・権限の移譲 ・令和５年４月１日に施行された改正感染症法において「宿泊療養施設との措置協定の締結（※）」について保健所設置市も可能となった。 （※事前に病原体等の検査を行っている機関、宿泊施設等と協定を締結し、感染症発生・まん延時に備えた体制整備を行うことが規定された一方で、都道府県への報告規定により一定の関与を存置している。） ２　感染症や物価高騰対策に要する財政措置 ・エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、令和５年 11 月に「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を創設し、令和５年度補正予算および令和５年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の使用が措置された。また、令和６年度予算案においても物価・賃上げ促進予備費の使用が計上されている。 ・ガソリンなどの燃料油の卸価格抑制や電気・ガス料金の値引き支援を通じて家計・企業等の負担軽減を図るため、令和５年度補正予算において、電気・ガス・燃料油価格激変緩和対策事業の継続予算が措置された。 ・都道府県が行う新型コロナウイルス感染症対応について、医療機関の病床確保や設備補助、患者の医療費などを支援し、医療提供体制等の維持を図るため、令和５年度補正予算において、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が予算措置された。令和６年度からは幅広い医療機関による自律的な通常の医療提供体制の中で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる体制に移行することとされている。 ・改正感染症法に基づき、次なる感染症に備えた個人防護具の備蓄や協定締結医療機関への支援等、感染症対策の推進および体制強化を図るため、令和５年度補正予算において予算措置され、令和６年度予算案においても計上されている。 ・病院、交通、上下水道事業をはじめとする公営企業に対する支援としては、住民生活に密接に

３　新型コロナウイルスワクチン接種の安定的な制度への円滑な移行 　ワクチン接種については、地方自治体の準備期間を考慮し、今後の実施方針について早期に提示するとともに、円滑な接種の推進に支障を来すことがないよう接種費用単価の適正な水準への引上げ、並びにワクチンの安定供給及び医薬品の卸売販売業者による流通体制の確立を図ること。 　また、安定的な制度の下での実施に当たっては、全額国費による財政措置を行うこと。 　あわせて、新型コロナウイルスワクチンの長期的な副反応に関する相談に対応するため、専門的な相談体制を構築する自治体に対しては、必要な財源を全額国庫負担により措置すること。 ４　今後の医療提供体制及び公費支援の見直し等に係る柔軟な対応 　９月末までの措置としている病床確保料の支給、宿泊療養施設の継続、医療費の公費支援等の各種措置の終期について、今後の感染状況や医療提供体制の状況等を見極めながら柔軟に対応すること。 　また、重症化リスクが高い方が多く入院・入所する医療機関や高齢者施設等に対する各種措置や支援については、引き続き、実施すること。	関連した地方公営企業の社会資本整備を着実に推進するため、脱炭素化の取組及び実施状況等を踏まえ、令和６年度地方債計画において所要額が計上されている。 ３　新型コロナウイルスワクチン接種の安定的な制度への円滑な移行 ・４月以降のワクチンの流通については、通常の予防接種同様、医薬品の卸売販売業者を通じて行われることとされている。 ・国や自治体におけるワクチン接種体制の確保及び自治体における接種の実施のため、令和５年度補正予算において予算措置された。なお、地方自治体の負担については、高齢者インフルエンザワクチン同様Ｂ類の定期接種として、総接種費用の３割を交付税措置することとされている。 ・都道府県が行うワクチン接種後の副反応を疑う症状に関する相談体制確保のため、令和５年度補正予算において新型コロナワクチン副反応相談体制構築事業が予算措置された。 ４　今後の医療提供体制及び公費支援の見直し等に係る柔軟な対応 （再掲）・都道府県が行う新型コロナウイルス感染症対応について、医療機関の病床確保や設備補助、患者の医療費などを支援し、医療提供体制等の維持を図るため、令和５年度補正予算において、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が予算措置された。令和６年度からは幅広い医療機関による自律的な通常の医療提供体制の中で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる体制に移行することとされている。
	（要請が反映されなかった項目・内容） １　感染症対策に関する事務・権限の移譲 ・令和５年４月１日に施行された改正感染症法において一部、指定都市（保健所設置市）の権限とされた事項（宿泊療養施設との措置協定の締結）があるものの、全体的には都道府県の権限を強化する内容となっており、新型インフルエンザ等対策特別措置法および感染症法に基づく道府県知事の権限を希望する指定都市の市長に移譲する措置は概ね講じられていない。

1　地方交付税の必要額の確保

［指定都市財政担当局長会議（神戸市）］

令和６年度提案	結　果　の　概　要
大都市特有の財政需要のほか、物価高騰や感染症対応等による追加需要が見込まれるため、臨時財政対策債に頼ることなく、法定率の引上げなどにより、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な地方交付税総額を確保すること。 **【要請の背景】** 地方交付税は地方の固有財源であり、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもつ。 指定都市は、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる都市インフラの整備など、大都市特有の財政需要に加えて、今後も増加が見込まれる子ども・子育て支援をはじめとした社会保障関係費、地域社会のデジタル化、脱炭素社会の実現に向けた取組や防災・減災、国土強靭化等に係る財政需要を抱えているものの、財政措置は十分ではない。 また、令和５年度地方財政計画において、物価高騰への対応として一般行政経費（単独）が７００億円増額され、５月には新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「５類感染症」に引き下げられたが、引き続き、エネルギー価格等の物価高騰による内部管理経費の増大や感染症対応などの財政需要が見込まれるほか、今後の感染症危機に備えた対応など、追加需要が見込まれる。 なお、臨時財政対策債については、発行額の抑制が図られているものの、廃止には至っておらず、相対的に指定都市への配分割合も大きいため、市債発行額の抑制や市債残高削減の支障となっている。	【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】 （要請が反映された項目・内容）※一部反映された項目・内容も記載 ○　**地方交付税必要額の確保** 社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、こども・子育て政策の強化など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和５年度を上回る額を確保された。 （令和６年度地方財政対策） ・地方財政計画の規模　93 兆 6,400 億円（前年度比＋1 兆 6,100 億円、＋1.7%程度） ・一般財源総額　65 兆 6,980 億円（前年度比　＋6,445 億円、＋1.0%） ・一般財源総額（水準超経費を除く交付団体ベース） 62 兆 7,180 億円（前年度比＋5,545 億円、＋0.9%） ・地方交付税の総額　18 兆 6,671 億円（前年度比＋3,060 億円、＋1.7%） （内訳）・国税４税の法定率分等　16 兆 3,055 億円 ・一般会計における加算措置　3,488 億円 ・特別会計分　2 兆　127 億円 ・臨時財政対策債　4,544 億円（前年度比▲5,402 億円、▲54.3%） ○　**定額減税による減収への対応** 個人住民税の減収（0.9 兆円）は、地方特例交付金により全額国費により補填し、地方交付税の減収（0.8 兆円）は、繰越金・自然増収による法定率分の増（1.2 兆円）により対応。 ○　**こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保** 「こども・子育て支援加速化プラン」における令和６年度の地方負担分（0.2 兆円）について、必要な財源が確保され、また、地方団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策（ソフト）を実施できるよう、一般行政経費（単独）が 0.1 兆円増額された。 ○　**給与改定・会計年度任用職員の勤勉手当支給に要する地方財源の確保** 令和５年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費や、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に要する経費について、所要額（0.5 兆円）が計上された。 （要請が反映されなかった項目・内容） ○　**地方交付税の法定率引上げ** 総務省から概算要求時に継続して事項要求されたが、実現されなかった。 ○　**臨時財政対策債の廃止** 廃止については、明確な国の方針が示されなかった。 ただし、令和６年度の臨時財政対策債は 4,544 億円（前年度比▲5,402 億円、▲54.3%）と大幅に抑制された。 ○　**地方交付税の予見可能性の確保** 具体的な算定方法の早期明示については、新たな進展はなかった。

２　多様な大都市制度の早期実現

［調査担当市（神戸市）］

令和６年度提案	結　果　の　概　要
基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、国（総務省）に大都市制度を専門的に検討する専任組織と指定都市との新たな研究会を設置し、「特別市」の法制化に向け議論を加速させ、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。 **【要請の背景】** 現行の指定都市制度は、６５年以上前に、暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化、大規模災害や感染症の発生、デジタル化の進展などによる課題や、圏域全体の活性化・発展の牽引役、さらには日本の成長のエンジンとして指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度とはなっていない。 指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組を行っている。 こうした中、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行された一方で、従来から提案している「特別市」制度に関する法的整備はされていないなど、均衡の取れた大都市制度とはなっていない。 ついては、道府県から指定都市への大幅な事務・権限と税財源の移譲を積極的に進めることはもとより、令和３年１１月に指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」が取りまとめた最終報告を踏まえ、大都市制度の議論を加速させ、「特別市」の法制化による多様な大都市制度の早期実現を図り、住民の意思を踏まえて地方自治体が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるようにすべきである。	【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】 （要請が反映された項目・内容）※一部反映された項目・内容も記載 ○　骨太の方針 2023 に、「社会全体におけるＤＸの進展及び感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、必要な地方制度の在り方について、法整備を視野に入れつつ検討を進める。具体的には、地方制度調査会の調査審議を通じて、国・地方間、東京圏等の大都市圏を含む地方自治体間の役割分担を明確化し、連携・協力の実効性を高めるための対応について、検討を行う。」と明記。 （要請が反映されなかった項目・内容） ○　特別市の法制化について、現段階では具体的な改正法案や措置は示されていない。 ○　第 33 次地方制度調査会において、「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について」調査審議がなされ、答申が示されたが、特別市に関する内容は盛り込まれなかった。

３　子ども・子育て支援の充実

［大都市民生主管局長会議（広島市）］

令和６年度提案

（１）子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」については、国において恒久的な財源を確保し、実施すること。また、保育士配置基準や保育料の負担軽減に係る抜本的な見直しに取り組むとともに、公定価格の処遇改善等加算の更なる拡充、地方自治体が実施する保育士等確保策への財政措置や保育所等施設整備に係る補助率の嵩上げ等の措置を講ずること。加えて、医療的ケア児の保育所等への受入促進に係る財政措置の更なる拡充等を図ること。

（２）放課後児童クラブ等において、質の向上や人材確保のための処遇改善、効率的な運営の促進に要する経費及び施設を確保・維持するための賃借料について、財政措置の拡充を図ること。

（３）子ども医療費やひとり親家庭医療費等に対する統一的な国の医療費助成制度を創設するとともに、全ての医療費助成に係る国民健康保険国庫負担金等減額調整措置を廃止すること。

【要請の背景】

（１）教育・保育、子育て支援の質・量の充実のために必要な財源の恒久的な確保策を講じ、公定価格に反映させるとともに、地域子ども・子育て支援事業を充実する必要がある。また、保育士配置基準の見直しに加えて、地方自治体が独自に実施している利用者負担額の軽減や多子世帯の負担軽減に係る年齢制限の撤廃等について、国における統一的な拡充や再構築等の必要がある。あわせて、指定都市共通の課題である保育の質の向上や人材確保のための処遇改善、待機児童対策や老朽化対策、医療的ケア児への対応などを進めるため、財政措置の更なる拡充等を図るべきである。

（２）放課後児童クラブ等の運営費において、要配慮児童への加配対応を始めとする質の向上や放課後児童支援員等人材確保のための処遇改善、効率的な運営の促進に要する経費について、財政措置の拡充を図る必要がある。また、施設を確保・維持するための賃借料について、事業の開始時期に関わらず財政措置を講ずるべきであり、あわせて補助基準額を上回る賃借料を要す地域において、財政措置の拡充を図る必要がある。

（３）各地方自治体が独自に実施している子ども医療費助成やひとり親家庭医療費助成等について、長期的に安定した制度設計となるよう、国と地方自治体が協議の場を持ち、医療費助成制度のあるべき姿について共に議論した上で、国において、統一的な医療費助成制度を創設するなど、子育て家庭の経済的負担軽減のための新たな措置を講ずるべきである。

また、国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置について、地方自治体の少子化対策の取組を支援する観点から、全て廃止すべきである。

結　果　の　概　要

【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】

（単位：百万円、%）

省　庁	要求事項	区分	令和５年度 予算　A	令和６年度 概算要求額B	前年比 B／A	令和６年度 予算案　C	前年比 C／A
こども家庭庁	総合的な子育て支援	国費	3,411,500	3,436,000 ＋事項要求	－	3,816,900	118.9%
	放課後児童クラブの受け皿整備の推進等	国費	124,000 （の内数）	121,600 （の内数） ＋事項要求	－	139,800 （の内数）	112.7%
厚生労働省	安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保	国費	－	－	－	3,900	－

（要請が反映された項目・内容）※一部反映された項目・内容も記載

（１）保育士配置基準の見直し、保育の受け皿確保に向けた補助率の嵩上げ、医療的ケア児の受入体制整備・幼児教育・保育の質の向上のため、4・5 歳児の職員配置基準が 30 対 1 から 25 対 1 へ改善され、それに対応する加算措置が設けられるとともに、最低基準が改正（30 対 1→25 対 1）された。3 歳児についても、最低基準が改正（20 対 1→15 対 1）された。
※　１歳児の職員配置基準の改善（6 対 1→5 対 1）は、令和 7 年度以降の対応とされた。
・保育の受け皿確保を進めるため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）が引き続き実施された。
・５年度補正予算において、医療的ケア児の受入れ体制整備として、効果的・効率的な巡回による看護師等の配置を支援するための「医療的ケア巡回型」が創設されたほか、保育士及び看護師等の研修受講支援の充実、医療的ケア児の災害対策及び個別性に着目した備品の補助等が実施された。

（２）賃貸物件を活用して実施している放課後児童クラブの賃借料補助については、補助基準額の引上げが行われた（1 支援の単位当たり：3,066 千円→3,374 千円）。また、人材確保のための処遇改善に係る財政措置については、人件費単価の引上げによる運営費補助の拡充は示されたが、現段階で具体的な人件費の改善額は示されていない。

（３）子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担の減額調整措置の廃止が実施されることとなった。

（要請が反映されなかった項目・内容）

（１）子ども・子育て施策の恒久的な財源確保、保育料の負担軽減、公定価格の処遇改善加算の拡充
・「こども未来戦略」に基づく子ども・子育て政策の抜本的な強化に向け、こども家庭庁予算の増額や財源確保策としての支援金制度の構築などの方針は示されているが、恒久的な財源の確保には至っていない。
・保育料の負担軽減に係る見直しについては、現段階では具体的な改善及び措置は示されていない。
・公定価格の処遇改善等加算は令和５年人事院勧告を踏まえた対応に留まり、更なる拡充までは実現されていない。

（２）放課後児童クラブ等における要配慮児童への加配対応等の質の向上については、現段階では具体的な改善及び措置は示されていない。

（３）子ども医療費やひとり親家庭医療費等に対する国の医療費助成制度の創設及び全ての医療費助成に係る国民健康保険減額調整措置の廃止はいずれも実現されていない。

４　「ＧＩＧＡスクール構想」の推進に向けた制度の充実

［指定都市教育委員会協議会（北九州市）］

令和６年度提案

（１）１人１台端末整備に対する国庫補助を、初期整備に限定せず、高等学校段階も含めてランニングコスト及び更新に係る経費について十分な財政措置を講ずること。また、今後の方針やスケジュール等についても早期に示すこと。
（２）デジタル教科書や各種学習アプリ等に係る費用、セキュリティ対策費用、授業目的公衆送信補償金及び通信費に対しても財政措置を講ずること。
（３）各種クラウドサービスの活用に伴うアカウント管理費用、端末・ネットワークトラブルへの対応費用、教員研修等に必要な経費、可搬型通信機器（ＬＴＥ通信）の通信費への財政措置の更なる充実とともに、ＩＣＴ支援員の配置に係る費用についても一体化して財政措置を講ずること。

【要請の背景】

（１）端末の修繕・保守等のランニングコスト及び更新に係る経費並びに、指導者用・児童生徒数の増などによる追加用・予備用端末の確保に関する経費についても、高等学校段階も含めて継続的に十分な支援を行うべきである。また、地方自治体が時期を逸することなく更新準備を進められるよう、方針やスケジュール等について早期に示すべきである。
（２）デジタル教科書やデジタルドリル、授業支援ソフト、学習アプリ等に係る費用、セキュリティ対策費用、授業目的公衆送信補償金、学校・家庭のインターネット接続回線等の使用料に係る経費についても、十分な財政措置を講ずるべきである。また、デジタル教科書の利用拡大に伴って必要となる、学校インターネット環境増強経費及び家庭学習にかかる通信費についても、十分な財政措置を講ずるべきである。
（３）ＧＩＧＡスクール運営支援センター整備事業について、各種クラウドサービスの活用に伴う全児童生徒・教職員分のアカウント管理費用、端末・ネットワークトラブルへの対応費用、教員研修等に必要な経費及び可搬型通信機器（ＬＴＥ通信）の通信費への財政措置について更なる充実を図るとともに、地方財政措置の対象となっているＩＣＴ支援員の配置に係る費用、大型提示装置等のＩＣＴ機器の整備・更新についても一体化して財政措置を講ずるべきである。また、ＩＣＴ支援員の配置については、１校１人を前提とすべきである。

結　果　の　概　要

【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】

（単位：百万円、％）

省庁	要求事項	区分	令和５年度予算 A	令和４年度補正予算 B	小計C A＋B	令和６年度概算要求額 D	前年比 D／C	令和６年度予算案 E	令和５年度補正予算 F	小計G E＋F	前年比 G／C
文部科学省	１人１台端末の着実な更新	国費				14,777			264,312		
文部科学省	GIGA スクール運営支援センター整備事業	国費	1,014	7,100	8,114	4,024	62.2	500	3,457	6,291	77.5
文部科学省	ネットワークアセスメント実施促進事業	国費				1,025			2,334		

（要請が反映された項目・内容）※一部反映された項目・内容も記載

令和３年度以降、国に対する提案・指定都市教育委員会協議会・全国議長会政令指定都市協議会等、様々な機会を通じて、ＧＩＧＡスクール構想の推進に向けた制度の充実に向けた要請を続けてきた結果、以下のような項目が反映された。

（１）１人１台端末の更新に係る経費について、前回の補助単価を上回る内容となった。
（補助基準額 5.5 万円/台・予備機 15%以内）
１人１台端末の着実な更新（令和５年度補正予算 2,643 億円）
（２）インターネット接続回線等の使用料、セキュリティ対策費用について一部反映
ＧＩＧＡスクール運営支援センター整備事業（5 億円、令和５年度補正予算 35 億円）
ネットワークアセスメント実施促進事業（令和５年度補正予算 23 億円）

（要請が反映されなかった項目・内容）

（２）インターネット接続回線等の使用料とセキュリティポリシー改訂支援を除いた内容であるため、継続して財政措置を求めていく必要がある。
（３）ＧＩＧＡスクール運営支援センターの整備について、継続して国庫措置はなされたものの、一定上限額が示される等、充分な財政措置に至っていない。また、令和７年度以降の方針が未定であるため、継続して財政措置を求めていく必要がある。

５　脱炭素社会の実現

［大都市環境保全主管局長会議（京都市）］

令和６年度提案

国主導で組織横断的に省庁や所管業務の枠を越えて、脱炭素社会の実現に向けた取組を講ずるため、温暖化対策を主目的とする事業以外であっても地球温暖化対策に資する場合は、国が地方自治体や企業等に対して交付する補助金等にインセンティブを付与するなど財政支援を拡充すること。

【要請の背景】

令和２年１０月、我が国は、国際社会へ向けて、２０５０年カーボンニュートラルを宣言し、令和３年４月には、２０５０年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、２０３０年度に温室効果ガスを２０１３年度から４６％削減することを目指すこと、さらに、５０％の高みに向け挑戦し続けることを表明した。これを受け、令和３年に国において「地域脱炭素ロードマップ」の策定及び「地球温暖化対策計画」の改定がなされ、令和７年までの集中期間に政策を総動員するとともに、少なくとも１００か所の脱炭素先行地域をつくること、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施すること等により、全国で多くの脱炭素ドミノを起こすとしている。

国民の約２割が居住し、産業が集積する指定都市は、全国の市町村の先導的役割を担い、地域の脱炭素化を牽引し、より一層の再生可能エネルギーの導入拡大や徹底した省エネルギーの推進等のほか、気候変動の影響への適応に関する取組を組織横断的に展開することが求められている。

国においては、補助金等の財政支援について、地球温暖化対策に資する事業にインセンティブを付与するなど各種所管業務の枠を越えた、地方の地球温暖化対策を強力に後押しすべきである。

結　果　の　概　要

【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】

(単位：百万円、%)

省　庁	要求事項	区分	令和５年度 予算　A （令和４年度 補正含む）	令和６年度 概算要求額B （令和５年度 補正含む）	前年比 B／A	令和６年度 予算案　C （令和５年度 補正含む）	前年比 C／A
環境省	地域脱炭素の推進のための交付金	国費	35,500	66,000	1.86	66,000	1.86
環境省	デコ活関係予算	国費	－	294,000	－	294,000	－

（要請が反映された項目・内容）※一部反映された項目・内容も記載

○　地域脱炭素推進のための交付金の拡充

令和５年度予算（令和４年度補正含む。）として 355 億円計上されたが、令和６年度予算（令和５年度補正含む。）としては、660 億円と約倍の予算が計上されており、脱炭素化に向けた取組に対する事業が強化された。

○　脱炭素化推進事業債の拡充等（総務省）

脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合が対象に追加されるとともに、過疎対策事業債（一部政令市内の過疎地域も対象）において「脱炭素化推進特別分」が創設された。

○　デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業の創設

カーボンニュートラルを始めとした豊かな暮らしに関わる予算（デコ活関係予算）について、令和６年度当初予算案と令和５年度補正予算であわせて 2,940 億円が計上された。（うち令和５年度補正予算は 2,188 億円計上）

（要請が反映されなかった項目・内容）

○　指定都市が実施する先導的な取組に対する効果的な財政支援の充実・強化

指定都市の補助率を拡充した財政支援メニューは設けられていない。

６　地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における課題解決

［指定都市情報管理事務主幹者会議（神戸市）］

令和６年度提案

（１）指定都市の実情に応じて、デジタル基盤改革支援補助金の上限額及び対象事業、補助対象経費を拡充し、必要経費を全額補助すること。また、ガバメントクラウドの利用についても、過度な費用負担が生じないよう措置すること。

（２）指定都市規模のシステムの移行には十分な期間と事前検討が必要となることから、再検討とされた指定都市要件について早期に標準仕様に反映するとともに、当該要件を含む標準準拠システム、共通機能及びガバメントクラウド等の要件を早期に確定し、情報提供を行うこと。

（３）事業者に対してシステム開発の加速や十分な体制確保を強く働きかけるとともに、指定都市の機能要件に対応した標準準拠システムの調達環境が整わない場合には、移行の目標時期や財政措置について柔軟な対応を行うこと。

【要請の背景】

（１）デジタル基盤改革支援補助金（以下、「補助金」という。）は、指定都市規模のシステムを考慮したものになっておらず、移行経費全体を賄えるものではない。また、一体的に再構築する必要がある標準化対象外の業務システムは、標準準拠システムとの連携に要する経費しか補助金の対象となっていない。加えて、国はガバメントクラウド（以下、「ガバクラ」という。）の利用料及び接続回線費用の負担を求めるとしているほか、ガバクラ以外の環境を利用する場合においては、一定の要件に合致しない限り補助金の対象外としているため、一層の財政措置を講ずるべきである。

（２）令和７年度中の移行のためには早期に事業者を決定し、システム構築に着手する必要があるが、「標準仕様の指定都市における課題等検討会」において条件付き成案や再検討とされたものをはじめ、標準準拠システム、共通機能、ガバクラ等の要件が未確定の状況であり、早期に確定すべきである。

（３）指定都市規模のシステム構築には大規模な体制が必要となるため、事業者の体制不足により標準準拠システム導入の提案を得られる見込みがなく、目標時期での移行が難しい業務が存在する都市が既に多数あるため、柔軟に対応すべきである。

結　果　の　概　要

【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】

（単位：百万円、%）

省　庁	要求事項	区分	令和５年度予算　A	令和６年度概算要求額B	前年比 B／A	令和６年度予算案　C	前年比 C／A
デジタル庁	情報システムの整備・運用に関する経費	国費	481,188	567,040 +事項要求	117.8%	480,300	99.8%
総務省	地域DXの推進（自治体情報システム標準化・共通化）	国費	276	390 +事項要求	141.3%	266	96.4%
	自治体情報システムの標準化・共通化に向けた環境整備	国費	516,310 (R5補正予算)				

（要請が反映された項目・内容）※一部反映された項目・内容も記載

（１）移行経費について、所要額が令和５年度補正予算に計上された（指定都市分については、当面必要となる額を計上）。また、ガバメントクラウドの利用料については、令和６年度中に所要の制度整備が実施されるまでは、国が負担することとなった。

（２）令和４年度末に再検討とされた指定都市要件について、デジタル庁主導で制度所管庁や指定都市も含めての再整理を実施。一部要件について標準仕様に反映される見込み。

（３）令和５年９月の標準化基本方針の改定により、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムについては、移行完了の期限を別途設定することが示された。

（要請が反映されなかった項目・内容）

（１）ガバメントクラウド利用料については、現行のサーバ等の運用経費を上回り、過度な費用負担となる可能性が残っている。

（２）データ要件への対応など移行困難なシステムに関する必要対応などの情報提供がなされていない。

7　インフラ施設の長寿命化対策及び国土強靱化の推進

［大都市土木協議会（熊本市）］

令和６年度提案

（１）インフラ施設の長寿命化対策、国土強靱化の継続的な推進等にかかる必要な財源、人員体制の確保への重点的な支援を行うこと。
（２）新技術などによるコスト低減手法の開発と包括的な民間委託といった新たな事業手法の導入の情報提供などを行うこと。

【要請の背景】

（１）地方自治体が管理する道路、河川、上下水道等のインフラ施設の多くは老朽化が進行しており、適切な維持管理や更新を行わなければ、国民生活や社会生活に多大な影響を及ぼす恐れがある。特に人口や産業が集積する政令指定都市では顕著である。

地方自治体においては、事故の未然防止やコストの最小化、予算の平準化を図るため、各インフラ施設の長寿命化計画を策定し、予防保全型の修繕・更新を進めているほか、風水害や大規模地震対策などの機能向上を図る改築・更新等を進めており、引き続きこれらに必要な財源を安定的に確保する必要がある。加えて、橋梁などのインフラ施設には低濃度ＰＣＢが含まれる場合があり、ＰＣＢ特措法の処理期間内（令和８年度末）に除去する必要があるが、十分な財源措置がなされていない状況である。

こうした状況を踏まえ、今後も維持管理、改築・更新や、国土強靱化等にかかる必要な財源とあわせ国土強靱化等を推進する人員体制についても安定的に確保できるよう中長期的かつ明確な見通しの下、重点的な支援を行うべきである。

（２）国においても、増加する維持管理費用の最小化に向け、推奨技術などに選定されている有用な新技術について積算基準類を整備するなど、地方自治体が広く活用できるよう、新技術などによるコスト低減手法の開発・支援に加え、道路施設などの維持管理業務における包括的な民間委託といった新たな手法の導入についても情報提供などを引き続き行うべきである。

結　果　の　概　要

【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】

（単位：百万円、％）

省庁	要求事項	区分	令和５年度予算 A	令和４年度第２次補正予算 B	合計 C＝A+B	令和６年度概算要求額 D	前年比 D/A	令和６年度予算案 E	令和５年度補正予算 F	合計 G＝E＋F	前年比 G／C
国土交通省	予算合計	国費	5,871,350	2,021,638	7,892,988	7,038,855	120%	5,953,673	2,055,466	8,009,139	101%
	社会資本整備総合交付金	国費	549,190	29,066	578,256	656,283	120%	506,453	54,166	560,619	97%
	防災・安全交付金	国費	831,299	285,327	1,116,626	994,310	120%	870,652	295,380	1,166,032	104%

（要請が反映された項目・内容）※一部反映された項目・内容も記載

（１）予防保全型の修繕、国土強靱化等への支援の継続・拡充

・令和６年度予算の基本方針として、国民の命と暮らしを守り抜くとともに、GX・DX の推進、デジタル田園都市国家構想の実現等による「新しい資本主義」の加速、こども・子育て政策の抜本的強化や経済安全保障の強化、新たな国土形成計画に基づく「新時代に地域力をつなぐ国土」の実現を図るため、「国民の安全・安心の確保」、「持続的な経済成長の実現」、「個性をいかした地域づくりと分散型国づくり」の３点を柱に、令和５年度補正予算と合わせて切れ目なく取組を進め、施策効果の早期実現を目指すこととされた。

・「インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスの実現」として、対前年度比 103％の約 7,628 億円の予算が計上された。これに加えて令和５年度補正予算で約 1,640 億円が計上され、合計で対前年度比 125％の約 9,269 億円となった。

・「地域における総合的な防災・減災対策、老朽化対策等に対する集中的支援（防災・安全交付金）」として、対前年度比 102％の約 8,707 億円の予算が計上された。これに加えて令和５年度補正予算で約 3,299 億円が計上され、合計で対前年度比 141％の約 12,006 億円なった。

（２）新技術等によるコスト低減手法の開発や新たな事業手法導入の情報提供

・「DX の推進等」として、対前年度比 99％の約 4 億円の予算が計上された。これに加えて令和５年度補正予算で約 13 億円が計上され、合計で対前年度比 398％の約 17 億円となった。

・「i-Construction、建築・都市の DX 等の「インフラ分野の DX アクションプラン」の推進」として、対前年度比 117％の約 83 億円の予算が計上された。これに加えて令和５年度補正予算で約 165 億円が計上され、合計で対前年度比 348％の約 248 億円となった。

・令和５年８月に 86 の施策を位置付けた「インフラ分野の DX アクションプラン（第２版）」を策定し、「インフラの作り方の変革」、「インフラの使い方の変革」、「データの活かし方の変革」の３つの観点で分野網羅的、組織横断的に取り組むとされた。

８　教職員不足への対応と働き方改革の推進

［指定都市教育委員会協議会（北九州市）］

令和６年度提案

（１）教職員の働き方改革に資する一層の財政措置を講ずること。
（２）教職員定数及び加配措置の更なる充実を図ること。
（３）スクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）などの専門職を教職員定数として算定し、国庫負担金の対象とすること。
（４）育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも、算定基礎定数に含め、国庫負担金の対象とすること。

【要請の背景】

（１）教職員不足の解消には教職調整額の一律支給の見直しや新たな手当の創出など実態に即した制度改正を行うべきである。また、臨時的任用教員の処遇改善を図るとともに、部活動指導員や教員業務支援員、スクールロイヤー等について、配置拡大や補助基準額の引上げなど、教職員の負担軽減・働き方改革の推進のための一層の財政措置を講ずるべきである。

（２）教職員定数の更なる改善策として、対象教科を拡大するなど小学校での教科担任制を恒常的に実施できる体制整備を行うべきである。また、特別支援学校や特別支援学級については、よりきめ細かな教育を推進していけるよう、定数配置基準の見直しを行うべきである。さらに、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教育の拡充のため、新たに理学療法士や医療的ケア看護職員など専門職にかかる定数措置、養護教諭の全校複数配置、いじめや不登校対応に係る加配定数の拡充などを講ずるべきである。あわせて、地方公務員の定年引上げに伴う教員採用者数の平準化に際して見込まれる増員についても、定数措置を講ずるべきである。

（３）いじめや不登校等の課題により丁寧に対応する上では、常勤のＳＣやＳＳＷなどの専門職は不可欠であるため、教職員定数として算定し国庫負担金の対象として位置付けるべきである。

（４）育児休業者の代替に正規教職員を充てることは教職員の働きやすい環境づくりに資するため、これを算定基礎定数に含め国庫負担金の対象とすべきである。

結　果　の　概　要

【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】

（単位：百万円、％）

省　庁	要求事項	区分	令和５年度予算　A	令和６年度概算要求額B	前年比 B／A	令和６年度予算案　C	前年比 C／A
文部科学省	新しい時代の学びの環境整備	国費	1,521,553	1,530,159	100.5	1,562,700	102.7
	補習等のための指導員等派遣事業	国費	9,092	18,772	206.4	12,100	133.0
	部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動以降に向けた環境の一体的な整備	国費	2,841	4,856	170.9	3,200	112.6

（要請が反映された項目・内容）※一部反映された項目・内容も記載

（１）教員業務支援員の配置拡大など一部反映

教員業務支援員の配置拡大（全小・中学校への配置）等に加え、学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援する副校長・教頭マネジメント支援員の配置に関する経費が新たに予算計上された（教員業務支援員等の補助基準は変更なし）。

（２）小学校高学年における教科担任制の強化など一部反映

優先的に専科指導の対象とすべき教科に変更は無かったものの、教科担任制の強化（1,900人増）等の一定の定数改善が行われた他、定年引上げに伴う特例定員の活用が図られた。

（要請が反映されなかった項目・内容）

（１）教職調整額の一律支給の見直しや教員業務支援員等の補助基準の見直し等について要望が反映されなかったため、継続して要望を行っていく必要がある。

（２）特別支援教育の推進に必要な定数配置基準の見直しや理学療法士等の専門職に係る定数措置、養護教諭の全校配置等について要望が反映されなかったため、継続して要望を行っていく必要がある。

（３）及び（４）全ての内容が反映されなかったため、継続して要望を行っていく必要がある。

９　持続可能な救急医療体制の確保等に向けた財政支援

［大都市衛生主管局長会議（横浜市）］

令和６年度提案

（１）救急医療を含む地域医療提供体制の維持・確保に必要な財政支援を講ずること。
（２）救急患者の処置後の転院等を円滑にするため、必要な財政措置を講ずること。
（３）救急医療の現場におけるタスクシフトを促進するため、必要な財政措置を拡充すること。

【要請の背景】

（１）指定都市においては、他の市町村に比べて人口減少が穏やかであるにも関わらず、急速な高齢化が見込まれている。また、救急患者の高齢化に伴い、複数の診療科で幅広い診療を行う必要があるなど、二次救急医療機関等では対応困難な事例が増加しており、他市町村からの患者受入等により圏域全体の医療を支えている指定都市において、救急医療体制の維持・確保が困難となっていることから、限りある医療資源を有効活用するなど、近年の情勢変化等にあわせた救急医療体制を構築する必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の影響による、医療機関の経営悪化は続いており、地域医療を支えている医療機関への継続的な支援を行わないと、必要な医療が適切に提供できない事態が生ずる可能性がある。これらのことから、高齢者の救急に対応する医療機関への新たな支援制度の創設や、地方の実態を踏まえた診療報酬への持続的な反映等の財政支援を講ずる必要がある。

（２）高齢者の救急搬送では、救急処置後も、要介護等の理由で転院・退院先が決まらず、救急医療機関の病床を長期間埋めてしまう「出口問題」が生じているため、転院搬送の円滑化に向け、救急患者の転院受入を行う医療機関に対する診療報酬上の加算措置や、民間救急車及び病院救急車の転院搬送への活用にかかる補助、転院搬送を支援するシステムの開発・運用等にかかる新たな財政措置を講ずる必要がある。

（３）令和６年度に施行される「医師の働き方改革」を受け、医師の長時間勤務を是正する必要があることから、医師の業務の一部を担う院内救急救命士やトリアージナースなどの配置・育成等にかかる補助など、必要な財政措置を拡充する必要がある。

結　果　の　概　要

【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】

（単位：百万円、％）

省　庁	要求事項	区分	令和５年度予算　A	令和６年度概算要求額B	前年比 B／A	令和６年度予算案　C	前年比 C／A
厚生労働省	救急医療体制の推進	国費	607	910	149.9%	658	108.4%
	医師・医療従事者の働き方改革の推進	国費	11,500	1,170	10.2%	11,300	98.3%

（要請が反映された項目・内容）※一部反映された項目・内容も記載

（１）「救急医療体制の推進」として、658 百万円の予算案が示されており、「救急医療体制の整備を図るため、重篤な救急患者を 24 時間体制で受け入れる救命救急センターなどへの支援を行う」とされており、以下の主な内訳が示されている。（厚生労働省地域医療計画課によると関係事業の事務的経費として一部新規）

【救急医療関係の主な予算の内訳】
・遠隔 ICU 体制整備促進事業 52 百万円
・救急医療体制強化事業 359 百万円（メディカルコントロール体制強化事業、搬送困難事例受入医療機関支援事業）
・小児救命救急センター事業（地域小児救命救急センター整備） 189 百万円

（３）医師の働き方改革として、令和５年度補正予算において、医師の働き方改革に資する広報・調査支援事業等で 121 百万円、看護補助者の処遇改善事業で 4,940 百万円、看護補助者の確保・定着支援事業で 69 百万円の補正予算が措置された。
　また、６年度予算案においても医師・医療従事者の働き方改革の推進について、今年度と同程度の予算規模が示されているが、拡充はされていない。

（要請が反映されなかった項目・内容）

（２）救急患者の処置後の転院等を円滑にするための財政措置を講じることについては示されていない。

１０　義務教育施設等の整備促進

［指定都市教育委員会協議会（北九州市）］

令和６年度提案

（１）学校施設の老朽化対策や防災・減災機能の強化など、安全で良好な教育環境を確保し、計画的な学校施設整備を推進するために必要な事業量に見合う財政措置を講ずるとともに、事業採択時期の早期化を図るほか、公立学校施設整備費負担金について２か年を超える国の債務負担の設定を可能とすること。

（２）老朽化対策に対する補助要件の緩和や補助単価の引上げ等制度の充実及び高校への補助拡充、バリアフリー化や小学校の３５人学級編制への対応のための補助制度の充実を図ること。

（３）空調設備設置事業の実施のために必要な財源を継続的に確保すること。

【要請の背景】

（１）安全で良好な教育環境を確保するための学校施設整備推進に必要な事業量に見合う財政措置を講じ、事業採択時期の早期化を図るとともに、工事の週休２日制が求められ工期の長期化が見込まれることから、各自治体が計画的・円滑に事業実施できるよう、公立学校施設整備費負担金について、２か年を超える国の債務負担の設定を可能にすべきである。また、学校施設の防災・減災機能の強化については、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」により事業費が時限的措置として確保されているが、必要財源を継続的に確保すべきである。

（２）老朽化対策について設備更新等の単体工事を補助対象とする等の補助要件の緩和、補助単価や補助率の更なる引上げ等の制度の充実及び高校への補助の拡充を図るべきである。また、国の整備目標に係るバリアフリー化や小学校３５人学級編制の対応等のため、補助制度の更なる拡充を図るべきである。

（３）空調設備設置事業について、文部科学省が示す公立小中学校施設の防災機能強化対策の中長期目標達成に向け、必要財源を継続的に確保すべきである。

結　果　の　概　要

【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】

（単位：百万円、％）

省庁	要求事項	区分	令和５年度予算 A	令和４年度補正予算 B	小計C A＋B	令和６年度概算要求額 D	前年比 D／C	令和６年度予算案 E	令和５年度補正予算 F	小計G E＋F	前年比 G／C
文部科学省	公立学校施設の整備	国費	68,719	120,381	189,100	209,700	110.8	68,300	155,808	224,108	118.5

（要請が反映された項目・内容）※一部反映された項目・内容も記載

（１）令和５年度補正予算（1,558 億円）、令和６年度当初予算案（683 億円）を合算した額（2,241 億円）と、令和４年度補正予算（1,204 億円）、令和５年度当初予算（687 億円）を合算した額（1,891 億円）を比べると、約 19％増の財政措置が成された。

公立学校施設整備費国庫負担事業について、３か年の国庫債務負担行為が令和７年度から可能とされた。

（２）物価変動の反映や標準仕様の見直し等により、補助単価の引上げが成された。

対前年度比＋10.3％　　R5：268,300 円/m2　⇒R6：296,000 円/m2

（３）（１）同様。

（要請が反映されなかった項目・内容）

（１）令和５年度の補正予算については、例年以上の措置が成されたが、令和６年度当初予算については例年以下となっている。また、「事業採択時期の早期化」については実現されていないため、財政措置と併せて引き続き要望していく。

（２）補助単価は引き上げられたものの、未だ実勢価格とは乖離があるため、補助要件の緩和と併せて、引き続き要望していく。

（３）時限措置（令和７年度まで）の撤廃について示されていないため、引き続き要望していく。

令 和 6 年 6 月 1 1 日

大都市制度行財政改革特別委員会 委員各位

企画調整部企画課
大都市制度・広域行政担当課長

国の施策及び予算に関する提案について(依頼)

指定都市においては、翌年度の国家予算に関して、特別に重要な事項について「国の施策及び予算に関する提案」(以下「白本」という。)を市長、議長の連名により作成し、要請活動を実施しています。

例年、各原局局長会議において議論された項目の中から、白本に掲載すべきものを選定し、提案しています。

つきましては、令和 8 年度以降の白本提案事項の選定に向け、各原局局長会議において議論すべき項目について、行財政改革･大都市制度調査特別委員会委員の皆様のご意見がありましたら、下記のとおりご連絡くださいますようお願いいたします。

記

1　議論すべき項目

以下の視点からご検討ください。

- 国家予算編成に当たり、真に必要な喫緊の課題に係る事項であること。
- 昨今の社会情勢などを勘案した内容であること。
- 市長･議長の提案としてふさわしい項目であること。
- 真に必要な制度の創設･改善に係る課題であり、指定都市として要請すべき提案であること。
- 指定都市に共通する課題、又は大都市特有の行財政課題に係る事項であること。
- 単なる補助制度の拡充強化を求めるものでないこと。

2　連絡方法

議論すべき項目が生じた場合は、随時、企画課大都市制度･広域行政担当(電話 457-2086)宛てご連絡ください。様式は問いません。